

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「経営理念」として「人と技術と商品を大切に、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々とともに創ります」を掲げ、この使命を遂行するためには、ステークホルダーの皆様との信頼関係を維持していくことが必要不可欠であると考えています。当社グループへの確かな評価をもって、ステークホルダーの皆様の期待に応え、その信頼を高めることのできるよう、グループ経営の健全性と透明性を確保するために必要なコーポレート・ガバナンス体制の構築、整備に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
シティグループ グローバル マーケッツ インターセキュリティーズ セーフキーピング アカUNT ト 418	13,752,000	14.66
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	10,025,069	10.69
富士電機株式会社	5,089,253	5.42
クレジット スイス アーゲー チューリッヒ	4,733,000	5.04
株式会社りそな銀行	4,203,638	4.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,275,000	3.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,118,000	3.32
メロン バンク トリーティー クライアーツ オムニパス	2,146,000	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,037,000	2.17
株式会社みずほコーポレート銀行	1,989,209	2.12

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
-------------	---------------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情
該当事項なし

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
白倉 三徳	他の会社の出身者				○					
花川 泰雄	他の会社の出身者									
稲葉 和夫	学者									

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
白倉 三徳		能美防災株式会社 社外監査役 FDK株式会社 社外監査役	富士電機株式会社の代表取締役社長、富士電機システムズ株式会社の代表取締役社長ならびに富士電機機器制御株式会社の代表取締役社長を歴任されており、これらの豊富な経営経験をもって当社経営全般について助言をいただけるものと判断したものであります。 なお、富士電機株式会社およびその事業子会社との間には、昇降機等当社製品にかかわる受注および資材購入の取引関係があります。
花川 泰雄	○	—	株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、また、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識および大学教授として培われた知見をもって、当社経営全般について助言をいただけるものと判断したものであります。
			株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、また、現職大学教授と

稲葉 和夫	○	—	しての企業経営に関する高い知見をもって、当社経営全般について助言をいただけるものと判断したものであります。
-------	---	---	-------------------------------------------------------

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4名
監査役の数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人ならびに内部監査部門は、毎年4月および10月に相互連絡会議を開催し、それぞれの監査の計画、方針、実施状況および結果に関する連絡等を行うほか、監査役および会計監査人は、相互の監査の方針、実施状況および結果に関して、随時、連絡、意見交換等を行っています。

また、監査役は、内部監査部門による監査の実施状況および結果に関して、随時、その報告等を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中野 正信	公認会計士				○					
佐伯 照道	弁護士				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
中野 正信	○	中野正信公認会計士事務所 所長 税理士法人TAS 代表社員 エスフーズ株式会社 社外監査役 株式会社くらコーポレーション 社外監査役	株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、また、公認会計士、税理士としての豊富な経験と高い見識を有し、その専門的見地から当社経営に対して有益な意見をいただけるものと判断したものであります。
佐伯 照道		北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役	弁護士としての豊富な経験と高い見識を有し、企業法務にも精通しており、その専門的見地から当社経営に対して有益な意見をいただけるものと判断したものであります。 なお、北浜法律事務所・外国法共同事業には、訴訟代理人等報酬の支払実績があります。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当事項に関する補足説明

業績向上に対する取締役のインセンティブを強化するため、業績連動型、株式取得型の報酬体系を採用しており、その概要は【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」とおりです。

ストックオプションの付与対象者

該当事項に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当事項に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額、及び対象となる役員の員数を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、取締役会の決議をもって定める報酬基準に基づき決定しています。なお、各取締役の報酬の額については、当該基準に基づき、取締役会が選任する代表取締役社長を除く取締役等若干名で構成される委員会に諮問のうえ、業績、他社水準、従業員給与等を考慮して決定し、また、業績向上と拡大に向けた取締役の経営意識の徹底と業務遂行意欲の向上を促すために、その報酬の一部を役員持株会に拠出することとしています。

監査役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等の状況等を考慮して、監査役の協議をもって決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催時に使用される資料を事前配布しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社として、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成される取締役会が経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督するとともに、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成される監査役会が取締役の職務遂行を監査しています。

業務執行体制に関しては、国内外事業の推進を含むグループ経営上の重要事項を審議するために四半期毎に開催する「グローバル経営会議」、ならびに、国内事業に関する重要課題を審議するために毎月開催する「執行役員会議」の重要会議体を設けています。「グローバル経営会議」には、社長、副社長をはじめとして執行役員兼務取締役の全員が出席し、常勤監査役も陪席しています。「執行役員会議」には、社長、副社長を含む国内執行役員兼務取締役の全員が出席しています。加えて、これらの重要会議の議事、結果は、社外取締役に対して、その都度、報告しています。

事業上の様々なリスクの低減を図るため、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、全グループ法人のリスク管理に関する対応を含め、コンプライアンス、情報セキュリティ対策の推進、商品の安全性確保などの社会的に大きな影響を与えるリスク要因の早期発見とその対策の実現に取り組み、また、この委員会の下位にはリスク要因別に調査、検討を行う常設委員会を設けています。「リスクマネジメント運営委員会」では、リスクマネジメントを全社的に機能するよう、迅速かつ的確な情報の収集および業務執行上の指導・管理を励行、徹底しています。

「コンプライアンス委員会」では、適正な企業活動を推進するために必要な法令および企業倫理等遵守の周知徹底を図り、毎年「コンプライアンス・アクションプラン」を策定のうえ、コンプライアンス活動を推進しています。この活動の一環として、全社員に対する集合教育またはeラーニングによるオンデマンド教育を行うほか、職種・部門毎に適宜、講習会等を励行し、参考事例、関係法令等の周知、啓蒙活動を行っています。なお、コンプライアンスに関する社内通報制度として「コンプライアンス相談デスク」を開設し、職制ラインによらずして各社員から直接に相談、通報を受けられることのできる体制を採り、これによって不正行為の未然防止を図っています。

また、「情報セキュリティ委員会」では、セキュリティの維持向上をもって情報資産の保護を図るために、セキュリティ・ポリシーおよび対策基準等を定め、情報ネットワーク・システム・機器の使用、取り扱いおよび管理のあり方等を検討、審議のうえ、その指導教育および啓発活動を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

I 第1項の基本的な考え方に基づき、業務執行体制において、リスクマネジメント等常設委員会による指導、管理を強化しつつ、執行役員兼務取締役が重要会議に出席するなどによって業務執行状況を監視しています。

また、社外取締役が適切な助言等を行うことができるよう重要会議の議事、結果等を報告し、また、業務執行から独立した監査役監査・会計監査・内部監査間の情報共有を促進するなど、それぞれの役割、機能が有効に作用するよう、ガバナンス体制の最適化を図っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前の発送を基本としています。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は集中日を避け、2008年は6月26日、2009年および2010年は6月25日、2011年は6月23日、2012年は6月27日に開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内外のアナリスト、機関投資家を中心に、中間・期末決算に合わせ説明会を実施しています。また、電話取材等を含め、個別での対応も行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主通信、有価証券報告書、四半期報告書、財務ハイライト、(英文)アニュアルレポート、セミアニュアルレポート(英文)などを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務本部および広報室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」において、ステークホルダーの信頼と満足を高めることを基本理念としつつ、この基本理念に則した経営、人事ならびに企業行動を垂範、実現するために「経営人事理念」および「企業行動規範」を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動および地域社会貢献の一環として、一斉清掃、環境美化活動のほか、CO2削減やエコ促進運動などにも参加しており、その取り組みの状況等は、当社ホームページの「CSRの取り組み」 http://www.fujitec.co.jp/environment/index.html に紹介(公開)しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内規定として「情報開示規定」を策定し、会社情報を迅速、正確かつ公正に開示する方針等を定めています。当社グループにおける決定事実/決算情報、発生事実は、報告を受けたIR担当役員が、適時開示規則等に基づく開示の必要性について判断し、社長に上申するか取締役会に付議され、それぞれ承認があり次第、証券取引所に開示したうえで、当社ホームページに掲載します。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、ステークホルダーの皆様の期待と信頼に応え、経営の健全性を確保するために必要な内部統制システムの構築、整備を促進しています。

「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」に基づき、取締役会決議をもって「内部統制基本方針」を定めており、また、この方針に基づいて当社グループの内部統制システムを機能させるために内部統制推進担当部門を設けて活動を推進しています。また、内部統制の評価、監査に対応して、業務執行各部門の業務プロセスの見える化を図り、内部統制システムを整備しています。

なお、コンプライアンス、リスク管理、情報管理の体制については、「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」のとおり、各専門の委員会を常設のうえ、業務執行上必要な指導、管理等を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本方針と整備状況）

（1）基本方針

（イ）反社会的勢力とは関係を持たず、取引も行いません。

（ロ）反社会的勢力との取引が判明した場合、すみやかに取引の解消に向けて適切な措置を講じます。

（ハ）反社会的勢力への資金の提供を一切行いません。

（ニ）反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行います。

（ホ）反社会的勢力による被害を防止するため、警察その他の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

（ヘ）反社会的勢力から役職員の安全を確保します。

（2）整備状況

上記の方針に加え、不当要求があった場合の対応基準を定め、全役員・社員に周知しています。また、その対応統括部門である総務部において、反社会的勢力に関する情報の収集と管理を行い、不当要求の事案が発生した場合は、警察、暴力追放運動推進センターや顧問弁護士に早期に報告、相談するなどの緊密な連携を図る体制にしています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成22年6月開催の第63期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(大規模買付ルール)を定めています。この方針の詳細については、当社ホームページ(<http://www.fujitec.co.jp/ir/pdf/ir100630-b.pdf>)に掲載しています。

なお、上記の対応方針の概要は、以下のとおりです。

(イ)大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者に対し、(イー1)事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(イー2)当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(イー3)当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、特定の株主グループに対し、大規模買付ルールに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請します。

(ロ)独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または社外の有識者(会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等)で当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しています。大規模買付ルールにおいては、事前に定められた客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定しています。また、大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、取締役会検討期間の延長を決議する場合、新株引受権の無償割当による対抗措置を採る場合など、大規模買付ルールにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項なし

図1. コーポレート・ガバナンス体制

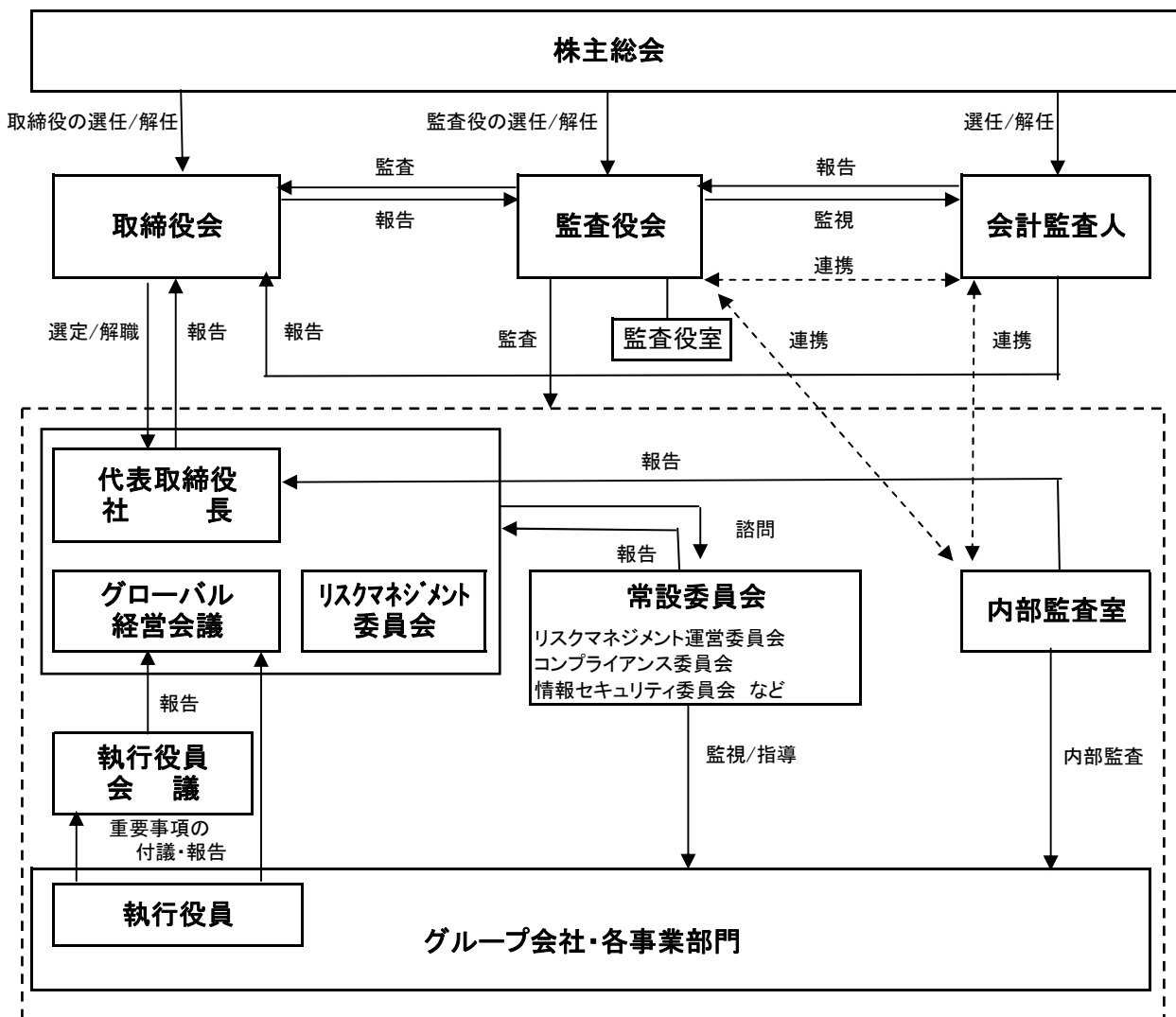


図2. 適時開示体制フロー図

